

電子提供制度開始に伴い経団連ひな型、改訂—経団連

去る11月1日、一般社団法人日本経済団体連合会は「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社各種書類のひな型」(改訂版)を公表した。

事業報告

2019年12月の会社法改正に伴い、既存の株式会社で2023年3月以降に開催される株主総会において株主総会資料の電子提供制度が始まること等から、所要の修正を行ったもの。

議決権行使書面

議決権行使書面の送付についての記載が追加され、「議決権行使書面の内容である情報は、電子提供措置の対象であるが、各株主への議決権行使書面の記載事項には、株主の氏名、名称や議決権数などの情報が含まれているため、議決権行使書面を電子提供措置の対象とする場合、各株主の氏名や議決権数などについても電子提供措置をとらなければならない。そこで、本ひな型においては、引き続き、招集通知とともに議決権行使書面を株主に対して交付することを想定した内容としている」旨が記載された。

招集通知

記載例の冒頭の挨拶文のなかで、株主総会参考書類が掲載されているウェブサイトのURLを記載し、「インターネットによる議決権の行使の場合」の記述を「書面による議決権行使の場合」の記述より前に移動した。

「4 招集にあたっての決定事項」が「4 電子提供措置に関する事項」に改正され、電子提供措置に関する事項として、電子提供措置をとっている媒体のアドレスを明記することとした。「記載上の注意」では、電子

電子提供制度における招集通知モデル・書面交付請求対応指針、制定—全株懇

去る10月21日、全国株懇連合会は「電子提供制度における招集通知モデル(電子提供措置事項の一部を含んだ一体型アクセス通知)」(以下、「本モデル」という)および「書面交付請求対応指針」(以下、「本指針」という)を制定した。

2019年公布の改正会社法により導入された株主総会資料の電子提供制度が、2022年9月1日に施行されたことに伴うもの。

電子提供制度における招集通知モデル

会社法改正に伴い、会社は株主に対して発出する招集通知(アクセス通知)および電子提供措置事項の作成の対応を行うこととなるが、招集通知(アクセス通知)に記載すべき事項は、その一部の内容が電子提供措置事項と異なるものの、その多くは重複している。

書面交付請求対応指針

会社法改正に伴い、株主は会社に対して電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求(以下、「書面交付請求」という)することができる(会社法325の5①)ことになった。

株主からの書面交付請求の方法については、会社法上特段定められていない。一方、電話等での口頭による書面交付請求を認めると、会社として事後的に書面交付請求の有無を確認することが困難となる懸念がある。

そこで、全株懇は、2022年4月に、書面交付請求の確実な受付手続を行うという観点から、その方法を書面に限定することとした株式取扱規程モデルの改正を行った(「株主総会資料の電子提供制度に係る株式取扱規程モデルの改正について」)。これを踏まえて、書面交付請求についての実務対応上の留意点等を明確にするために本指針が制定された。

構成は主に次のとおり。

- ・書面交付請求権の法的性格
- ・書面交付請求の方法
- ・会社へ直接書面交付請求があった場合
- ・書面交付請求の効力発生日
- ・書面交付請求の行使期限
- ・合併等の組織再編が行われた場合の取扱い
- ・基準日後の書面交付請求への対応

国際会計

コベナンツの付された非流動負債のIAS1号改訂、公表——IASB

去る10月31日、IASBは、コベナンツの付された非流動負債に関するガイダンスを定める「コベナンツの付された非流動負債・IAS1号の改訂」(以下、「基準改訂」という)を公表した。

改訂の経緯

IAS1号「財務諸表の表示」では、ある負債を非流動に区分するためには、報告期間の末日において少なくとも12カ月間、当該負債の決済を繰り延べる権利を企業が有していなければならないとされている。

IASBは、2020年1月に「負債の流動又は非流動への分類」を公表し、企業が負債に関して決済を繰り延べる権利について、当該負債にコベナンツが付されている場合にどのように評価するかを明確にするため、コベナンツの遵守が報告期間の末日以降の12カ月以内に求められる場合であっても、コベナンツの条件を当該末日に適用した場合に要件を満たさないものであれば、企業には負債の決済を繰り延べる権利はなく、当該

負債を流動に区分すべきとしていた。

基準改訂の内容

しかし、IASBはこの見解を変更し、今回の基準改訂では、企業が報告期間の末日以降12カ月以内に遵守しなければならぬ条件は、負債の流動・非流動の分類には影響を与えないとされている。

代わりに、当該非流動負債に関する次のような条件を開示することが求められている。

- ・ コベナンツに関する情報と関連する負債の帳簿価額
- ・ 企業がコベナンツを遵守することの困難さを示すような事実や状況

適用時期

基準改訂は、2024年1月1日以後開始する報告年度から適用され、早期適用は認められる。

ポジティブ・メンタルヘルス

夢を持ってないと悩む人へ

メンタルクリエイト
江口 毅

「健全性の正の連鎖を生み出し、幸せな社会を創る」。これは、筆者が代表を務めるメンタルクリエイトの基本理念です。子どもたちが幸せに過ごせる社会になるためには、大人たちが幸せにならなければならぬという思いで勤労者の支援をしています。

この基本理念をみて、「それがあなたの夢ですか?」と尋ねられることがあります。筆者が実現したいことであり、取り組んでいきたいことであるのは確かですが、夢かと問われると返答に窮することがあります。それは、「夢」という言葉に対する気後れや、軽々しく使うことへのためらいがあるからだろうと思います。

あります。テレビや雑誌などで「これは私のライフワークです」と言い切っている人をみたとき、「自分はその間に言い切れるほど立派な人間じゃないな」とわずかな劣等感や嫉妬を覚えます。

このような気持ちを抱いてしまう理由は、社会が押しつけてきた価値観の影響ではないかと考えます。「夢を持たなければならぬ」「夢を持つことは素晴らしい」「人生を賭けて何かに取り組んでいる人は立派だ」などのメッセージをあらゆる媒体、さまざまな人たちから伝えられ続けてきました。そのことが、夢やライフワークを持つことへの憧れ、持てないことへの引け目につながっているのではないかと考えます。

カウンセラーとしてキャリア相談を受けているときも、このことについて考えることがあります。キャリア相談では、「これからの会社人生で何をやりたいのかわからない」という内容が少なくありません。「キャリアビジョンを持ち、10年後に何を成し遂げたいかを考え、そこから逆算してキャリアプランを立てるように」と上司からいわれるそうです。

確かにそのようなキャリアの描き方も大事ですが、プランを

立てないほうが向いている人もいます。今までのキャリアの棚卸をして、経験してきた業務をつなげて、それらが今の業務内容にどう役立っているかを考え、目の前のことに真剣に取り組んでいくことで、キャリアを積み上げていくという方法もあります。

未来を描かなくても、過去が現在にどのようなつながっているのかという意味づけをして、1日1日を積み重ねて未来につなげていくことも立派なキャリアです。もし、このように取り組んでいても、「この会社の会社人生で何をやりたいのかわからない」と悩むのであれば、「キャリアビジョンを持ち、自身のキャリアをプランニングしなければならぬ」という社会が押しつけている価値観に強く影響を受けているからかもしれません。

私たちの生き方は、もともと自由でよいはずですが。夢がなくなると、ライフワークと呼べるものもなくなると、キャリアビジョンがなくなると構いません。大切なのは過去の経験と今の経験が重なっている感覚、目の前のことに真剣に取り組む姿勢、そしてそうやって人生が紡がれていく感覚を持つことであり、そのことに自信を持つことではないでしょうか。

誤って支払われた報酬返還に関する規則、公表—SEC

去る10月26日、SECは、「Listing Standards for Recovery of Erroneously Awarded Compensation（誤って支払われた報酬の返還に関する上場基準）」（以下、「新規則」という）を公表した。

証券取引所が、上場企業に、現在または以前の執行役員が受領した、誤って支払われたインセンティブベースの報酬の返還を規定する方針（clawback方針と呼ばれる）の策定と、その遵守を要求する上場基準を採用することを義務づける規則である。

新規則は、「ドッド・フランク法」と「消費者保護法」によって追加された1934年証券取引法のセクション10Dとして導入された。

新規則の内容

新規則セクション10D-1は、国内の証券取引所と証券業協会に対し、上場企業に次を要求することを指示している。

- ① 証券法に基づく財務報告の重大な違反により会計上の過

及修正をする必要がある場合に、遡及修正の年度の直前の3年間に於いて、現在または以前の執行役員が受領した誤って支払われたインセンティブベースの報酬の返還に関する書面による方針を採用し、遵守することを要求する上場基準の確立

国際会計

ジョイント・ベンチャーの設立に関するASU案、公表—FASB

去る10月27日、FASBは会計基準アップデート（ASU）の公開草案「企業結合—ジョイント・ベンチャーの設立（サブ・トピック805-60）」を公表した。

現行では、ジョイント・ベンチャーが設立時に受領した純資産の会計処理のガイダンスがなく、実務での多様性が存在していた。

公開草案の内容

公開草案は、ジョイント・ベンチャーに、設立時に純資産（資産と負債の各々）を公正価値で測定することを要求している。

- ② SECの規則に従ったこれらの報酬返還方針の開示（新規則は、規則S-Kの402項や様式20-F（海外企業用の年次報告書）を変更し、年次報告書の添付物として、報酬返還方針とその返還方針に従って取られた行動に関する情報の具体的な開示を義務づける）

適用関係

新規則は、連邦官報での公開日から60日後に発効する。

具体的には、次の主要な企業結合のガイダンスの適用を要求している。

また、公開草案はジョイント・ベンチャーの会計処理を規定しており、「ジョイント・ベンチャーの定義」や「ジョイント・ベンチャーへの投資に持分法を適用する会計処理」の修正は行われていない。

- ・ジョイント・ベンチャーは、取得企業なしの新しい事業体の設立である。
- ・ジョイント・ベンチャーは、

経理用語の豆知識

会計上の見積りの変更



会計上の見積りの変更とは、新たに入手可能となった情報に基づいて、過去に財務諸表を作成する際に行った会計上の見積りを変更することをいう。たとえば、有形固定資産に関する減価償却期間（耐用年数）について、生産性向上のための合理化や改善策が策定された結果、従来の減価償却期間と使用可能予測期間との乖離が明らかとなったことに伴い、新たな耐用年数を採用した場合がある。

会計上の見積りの変更は、当該変更が変更期間のみに影響する場合には、当該変更期間に会計処理を行い、当該変更が将来の期間にも影響する場合には、将来にわたり会計処理を行う。会計上の見積りの変更を行った場合には、①会計上の見積りの変更の内容、②会計上の見積りの変更が当期に影響を及ぼす場合は当期の影響額、当期に影響がなくとも将来及ぼす可能性があり、かつ、合理的に見積ることができる場合は当該影響額、ただし、合理的に見積ることが困難な場合はその旨を注記する。

設立日に、識別できる純資産とのれん（ある場合）を測定する。

- ・ジョイント・ベンチャーの純資産総額の当初の測定は、ジョイント・ベンチャーの発行済持分の100%の公正価値に等しい。
- ・測定期間の修正（設立後1年以内の暫定額の修正）は禁止される。
- ・ジョイント・ベンチャーは、関連する開示の提供を要求さ

れる。

適用関係

適用日は未定である。適用日以後のジョイント・ベンチャーの設立については将来に向かって適用され、適用日以前のジョイント・ベンチャーの設立については遡及適用のオプションが与えられる。

コメント期限

コメント期限は12月27日である。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2022年10月28日	改正企業会計基準27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等	ASBJ	その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分、ならびにグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果に関する会計処理の見直しを行ったもの。包括利益会計基準、税効果適用指針も改正されている。 https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/accounting_standards/y2022/2022-1028.html	—
2022年10月28日	会計制度委員会報告4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」等の改正	JICPA	上記の企業会計基準等の改正を受け、所要の修正を行うもの。資本連結実務指針、持分法会計実務指針、金融商品会計実務指針、金融商品会計Q&Aも改正されている。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20221028ruy.html	—

金融

さらなる上方修正の可能性もある日銀の物価上昇見込み

日銀は10月27、28日に開催した金融政策決定会合で、現在の

で前回よりも小幅ながら上方修正となつている。

大規模な金融緩和策を維持することを決定した。1つはETF

これについて黒田総裁が会合後の記者会見で、インフレにつ

やJ-REITなどの証券の購入である。もう1つは長短金利

いて来年度以降は、海外のエネ

操作（イールドカーブ・コントロール）で、日銀当座預金の一部

ルギー価格など輸入物価上昇要因が減少していくというマイナ

にマイナス0.1%の金利、10年物国債の利回りを、0.25%で

価の上昇分の消費者物価への価格転嫁によるプラス要因を見込んでおり、年度ベースで2%を

ゼロ%付近で推移するように買入れオベを実施することである。

資産購入の量的緩和については、「消費者物価指数（除く生

「消費者物価コア指数の前年比」

鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるま

2022年も残り2カ月という時点にきた。2020年春から始まったコロナ禍の影響は現在も続いているものの、世界経済は危機的状況からの回復の道

で」継続する、というフォワードガイダンスが示されている。

筋を模索してきた。

また、同時に発表された「経済・物価情勢の展望」（展望リポート）では、消費者物価指数（除

ところが、今年2月、ロシアがウクライナに軍事進攻を開始した。当然、世界同時株安となり、世界全体が立ち竦んだような状態に陥つた。資源・エネルギー

く生鮮食品、いわゆるコア指数）の政策委員の見通し中央値が、

今年度でプラス2.9%と前回7月時点より0.6%上方修正され、2023年度、2024

年度についても、各々1.6%

ギー大國ロシアによる侵攻は世

下回るのでないかと述べていた。これだけでは、来年度以降が2%未満で推移する明確な理由になつていない。企業物価の

価格転嫁や、夏のポナナス実績と来年春闘での組合側の強気の賃上げ要求を見込むならば、さらなる上方修正が必要となる。

仮に金融政策を変更しないまでも、少なくとも現在の金融政策実施にあたって採用している「消費者物価コア指数の前年比」が安定的に2%を超えるまで」緩和継続というフォワードガイダンスは変更する必要に迫られる可能性がある。

こうした過程をみると、ウクライナ侵攻で暴落した世界株価の行方は不透明なままだ。主要国の株価は一進二退といったペースで推移し、次第に株価水準を切り下げていった。そして、晩夏のパウエル議長の発言を契機に株価は目立って下がり、その後、一進一退を続けてきた。しかし、10月下旬、米株価は膠着状態から予想外の上昇を実現した。上昇率は米株価に劣るが、他の主要国市場（中国、香港、台湾を除く）も米市場に続いた。

米市場では、金利引上げがペースダウンする期待が強まってきたことや、主力企業の収益が堅調であることが株価上昇の理由とみられる。そうした判断が持続し、明るい年末を迎えられるか、要注目である。

証券

世界の株価は10月に意外な回復、明るい年末を迎えられるか？

2022年も残り2カ月という時点にきた。2020年春から始まったコロナ禍の影響は現在も続いているものの、世界経済は危機的状況からの回復の道筋を模索してきた。

ところが、今年2月、ロシアがウクライナに軍事進攻を開始した。当然、世界同時株安となり、世界全体が立ち竦んだような状態に陥つた。資源・エネルギー

大國ロシアによる侵攻は世

下回るのでないかと述べていた。これだけでは、来年度以降が2%未満で推移する明確な理由になつていない。企業物価の

価格転嫁や、夏のポナナス実績と来年春闘での組合側の強気の賃上げ要求を見込むならば、さらなる上方修正が必要となる。

仮に金融政策を変更しないまでも、少なくとも現在の金融政策実施にあたって採用している「消費者物価コア指数の前年比」が安定的に2%を超えるまで」緩和継続というフォワードガイダンスは変更する必要に迫られる可能性がある。

こうした過程をみると、ウクライナ侵攻で暴落した世界株価の行方は不透明なままだ。主要国の株価は一進二退といったペースで推移し、次第に株価水準を切り下げていった。そして、晩夏のパウエル議長の発言を契機に株価は目立って下がり、その後、一進一退を続けてきた。しかし、10月下旬、米株価は膠着状態から予想外の上昇を実現した。上昇率は米株価に劣るが、他の主要国市場（中国、香港、台湾を除く）も米市場に続いた。

米市場では、金利引上げがペースダウンする期待が強まってきたことや、主力企業の収益が堅調であることが株価上昇の理由とみられる。そうした判断が持続し、明るい年末を迎えられるか、要注目である。